

新旧対照表〔2023年6月1日実施〕

■ でんき契約約款料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 (略) 1-1 プランM (略) (4) 料金</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（プランM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 契約種別 (略) 1-1 プランM (略) (4) 料金</p> <p style="color: red;">イ プランM（東北），プランM（中部），プランM（北陸），プランM（四国），プランM（九州）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（プランM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p style="color: red;">ロ プランM（北海道），プランM（東京）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（プランM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（プランM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)八によって算定された電源調達等調</p>

1-2 プランL

(略)

(4) 料金

基本料金および電力量料金は3(プランL料金表)のとおりといたします。

料金は、3(プランL料金表)によって算定された金額、7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金(7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金(7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1-2 プランL

(略)

(4) 料金

イ プランL(東北), プランL(中部), プランL(北陸), プランL(九州)

基本料金および電力量料金は3(プランL料金表)のとおりといたします。

料金は、3(プランL料金表)によって算定された金額、7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金(7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ロ プランL(北海道), プランL(東京)

基本料金および電力量料金は3(プランL料金表)のとおりといたします。

料金は、3(プランL料金表)によって算定された金額、7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額および9(電源調達等調整)(1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金(7(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(新設)

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(イ) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	7.00円（7.70円）

(ロ) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス（au でんき需給約款，au でんき需給約款（【法人】でんきLプラン負荷）および au でんき需給約款（低圧電力）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス（当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。）に関する電気の使用電力量，料金および電源の調達費用の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお，変動単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合，変動単価は 7 円とし，-7 円を下回る場合，変動単価は-7 円といたします。また，各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は，1 厘とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は，本サービスに関する各変動単価算定期間

における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分

	<table border="1"> <tr> <td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td> <td>翌年 4 月ご使用分</td> </tr> <tr> <td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</td> <td>翌年 5 月ご使用分</td> </tr> </table> <p>ハ 電源調達等調整額</p> <p>電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 電源調達等調整単価の揭示</p> <p>当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。</p>	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分				
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分				
9 収納手数料の負担等 (略)	10 収納手数料の負担等 (略)				
附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。				

■ できき契約約款料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
1 契約種別 (略) 1 - 1 いいだのでんき M (略) (4) 料金	1 契約種別 (略) 1 - 1 いいだのでんき M (略) (4) 料金 イ いいだのでんき M（東北）、いいだのでんき M（北陸）、いいだのでんき M（四国）、いいだのでんき M（九州） 基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金は 2（いいだのでんき M 料金表）のと

<p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>おりといたします。</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のとおりといたします</p> <p>料金は，2（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>ロ いいだのでんきM（北海道），いいだのでんきM（東京）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（いいだのでんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 - 2 いいだのでんきL (略) (4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（いいだのでんきL料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（いいだのでんきL料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー</p>	<p>1 - 2 いいだのでんきL (略) (4) 料金</p> <p>イ いいだのでんきL（東北），いいだのでんきL（北陸），いいだのでんきL（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（いいだのでんきL料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（いいだのでんきL料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー</p>

ー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ロ いいだのでんき L (北海道) , いいだのでんき L (東京)

基本料金および電力量料金は 3 (いいだのでんき L 料金表) のとおりといたします。

料金は、3 (いいだのでんき L 料金表) によって算定された金額、7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額および 9 (電源調達等調整) (1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(新設)

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(イ) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)

(ロ) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス (au でんき需給約款, au でんき需給約款 (【法人】でんき

Lプラン負荷)および au でんき需給約款(低圧電力)に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。)および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス(当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。)に関する電気の使用電力量,料金および電源の調達費用の値にもとづき,次の算式によって算定された値といたします。

変動単価 = D - E

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお,変動単価の単位は,1 銭とし,その端数は,小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合,変動単価は 7 円とし,-7 円を下回る場合,変動単価は-7 円といたします。また,各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は,1 厘とし,その端数は,小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は,本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用,一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用,調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計(消費税等相当額を除く。)を,各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は,本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金(再生可能エネルギー発電促進賦課金,電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。)の合計を,各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は,その変動単

価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

八 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の揭示

	当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。
9 契約者等にかかる情報の利用 (略)	10 契約者等にかかる情報の利用
10 収納手数料の負担等 (略)	11 収納手数料の負担等 (略)
附 則 (実施期日) この料金表は、 2023年4月1日 から実施いたします。	附 則 (実施期日) この料金表は、 2023年6月1日 から実施いたします。

■ **でんき契約約款料金表 (BIGLOBE でんき)**

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>1 契約種別 (略)</p> <p>1 - 1 BIGLOBE でんき M (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (BIGLOBE でんき M 料金表) のとおりいたします。</p> <p>料金は, 2 (BIGLOBE でんき M 料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にか</p>	<p>1 契約種別 (略)</p> <p>1 - 1 BIGLOBE でんき M (略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>イ BIGLOBE でんき M (東北), BIGLOBE でんき M (北陸), BIGLOBE でんき M (四国), BIGLOBE でんき M (九州)</p> <p>基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (BIGLOBE でんき M 料金表) のとおりいたします。</p> <p>料金は, 2 (BIGLOBE でんき M 料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にか</p>

<p>かる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>かる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ BIGLOBE でんきM（北海道），BIGLOBE でんきM（東京） 基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（BIGLOBE でんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（BIGLOBE でんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および 9（電源調達等調整）(1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 - 2 BIGLOBE でんき L (略) (4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（BIGLOBE でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（BIGLOBE でんき L 料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 - 2 BIGLOBE でんき L (略) (4) 料金</p> <p>イ BIGLOBE でんき L（東北），BIGLOBE でんき L（北陸），BIGLOBE でんき L（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（BIGLOBE でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（BIGLOBE でんき L 料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ BIGLOBE でんき L（北海道），BIGLOBE でんき L（東京）</p>

基本料金および電力量料金は 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) のとおりいたします。

料金は, 3 (BIGLOBE でんき L 料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額および 9 (電源調達等調整) (1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(新設)

9 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は, 次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(1) 固定単価

固定単価は, 以下の通りといたします。

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)

(ロ) 変動単価

変動単価は, au でんきサービス (au でんき需給約款, au でんき需給約款 (【法人】でんき L プラン負荷) および au でんき需給約款 (低圧電力) に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス (当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。) に関する電気の使用電力量, 料金および電源の調達費用の値にもとづき, 次の算式によって算

定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附带費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

ロ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分

八 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その1月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

	(2) 電源調達等調整単価の揭示 当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。
9 契約者等にかかる情報の利用 (略)	10 契約者等にかかる情報の利用 (略)
10 収納手数料の負担等 (略)	11 収納手数料の負担等 (略)
附 則 (実施期日) この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。	附 則 (実施期日) この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

■ でんき契約約款料金表 (UQ でんき)

改定前 (旧)	改定後 (新)
1 契約種別 (略) 1-1 UQ でんき M (略) (4) 料金 基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (UQ でんき M 料金表) のとおりといたします。 料金は, 2 (UQ でんき M 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額の合計といたします。	1 契約種別 (略) 1-1 UQ でんき M (略) (4) 料金 イ UQ でんき M (東北), UQ でんき M (北陸), UQ でんき M (四国), UQ でんき M (九州) 基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (UQ でんき M 料金表) のとおりといたします。 料金は, 2 (UQ でんき M 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10 (燃料費調整) (1) によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

<p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ UQ でんきM（北海道）， UQ でんきM（東京）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（UQ でんきM料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（UQ でんきM料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，10（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額および 11（電源調達等調整）（1）八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p>1 - 2 UQ でんき L （略） （4）料金</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（UQ でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（UQ でんき L 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 - 2 UQ でんき L （略） （4）料金</p> <p>イ UQ でんき L（東北）， UQ でんき L（北陸）， UQ でんき L（九州）</p> <p>基本料金および電力量料金は 3（UQ でんき L 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，3（UQ でんき L 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 10（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>□ UQ でんき L（北海道）， UQ でんき L（東京）</p>

	<p>基本料金および電力量料金は 3 (UQ でんき L 料金表) のとおりいたします。</p> <p>料金は, 3 (UQ でんき L 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 10 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額および 11 (電源調達等調整) (1)八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>				
<p>(新設)</p>	<p>11 電源調達等調整</p> <p>(1) 電源調達等調整額の算定</p> <p>イ 電源調達等調整単価</p> <p>電源調達等調整単価は, 次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>電源調達等調整単価 = 固定単価 + 変動単価</p> <p>(イ) 固定単価</p> <p>固定単価は, 以下の通りといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1335 887 2000 997"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜額 (税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>7.00円 (7.70円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 変動単価</p> <p>変動単価は, au でんきサービス (au でんき需給約款, au でんき需給約款 (【法人】でんき L プラン負荷) および au でんき需給約款 (低圧電力) に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス (当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。) に関する電気の使用電力量, 料金および電源の調達費用の値にもとづき, 次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>変動単価 = D - E</p>		税抜額 (税込額)	1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)
	税抜額 (税込額)				
1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)				

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

ロ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分

	<table border="1"> <tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>7 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>8 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>9 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>10 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>11 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>12 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>翌年 1 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>翌年 2 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年 3 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td><td>翌年 4 月ご使用分</td></tr> <tr><td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</td><td>翌年 5 月ご使用分</td></tr> </table>	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分	
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分																							
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分																							
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分																							
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分																							
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分																							
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分																							
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分																							
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分																							
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分																							
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分																							
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分																							
11 収納手数料の負担等 (略)	12 収納手数料の負担等 (略)																							
附 則（実施期日）	附 則（実施期日）																							

ハ 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の揭示

当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

この料金表は、2023年6月1日から実施いたします。

■ 電気契約約款料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 契約種別 （略） 1 - 1 じぶんでんき M （略） (4) 料金</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（じぶんでんき M 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（じぶんでんき M 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p>1 契約種別 （略） 1 - 1 じぶんでんき M （略） (4) 料金</p> <p>イ じぶんでんき M（東北），じぶんでんき M（北陸），じぶんでんき M（四国），じぶんでんき M（九州）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（じぶんでんき M 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（じぶんでんき M 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>ロ じぶんでんき M（北海道）</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（じぶんでんき M 料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，2（じぶんでんき M 料金表）によって算定された金額，9（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額および 11（電源調達等調整）(1)八によって算定</p>

1 - 2 じぶんでんき L

(略)

(4) 料金

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりいたします。

料金は, 3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1 - 2 じぶんでんき L

(略)

(4) 料金

イ じぶんでんき L (東北), じぶんでんき L (北陸), じぶんでんき L (九州)

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりいたします。

料金は, 3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 8 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

ロ じぶんでんき L (北海道)

基本料金および電力量料金は 3 (じぶんでんき L 料金表) のとおりいたします。

料金は, 3 (じぶんでんき L 料金表) によって算定された金額, 9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 8 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額および 11 (電源調達等調整) (1) 八によって算定された電源調達等調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は, 料金ならびに料金 (9 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

(略)

(略)

(新設)

11 電源調達等調整

(1) 電源調達等調整額の算定

イ 電源調達等調整単価

電源調達等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{電源調達等調整単価} = \text{固定単価} + \text{変動単価}$$

(イ) 固定単価

固定単価は、以下の通りといたします。

	税抜額 (税込額)
1キロワット時につき	7.00円 (7.70円)

(ロ) 変動単価

変動単価は、au でんきサービス (au でんき需給約款, au でんき需給約款 (【法人】でんきLプラン負荷) および au でんき需給約款 (低圧電力)に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。) および当社が小売電気事業者として提供するその他のでんきサービス (当社が定めるでんき契約約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下 au でんきサービスと併せて「本サービス」といいます。) に関する電気の使用電力量, 料金および電源の調達費用の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動単価} = D - E$$

D = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用

E = 各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上

なお、変動単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。上記によって算出された変動単価が 7 円を超える場合、変動単価は 7 円とし、-7 円を下回る場合、変動単価は-7 円といたします。また、各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用および各変動単価算定期間における 1 キロワット時当たりの売上の単位は、1 厘とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロワット時当たりの電源調達等調整費用は、本サービスに関する各変動単価算定期間における電源の調達費用、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号に定めるインバランス料金として当社が一般送配電事業者との間で精算する費用、調達・供給における附帯費用および余剰電力を一般社団法人日本卸電力取引所が運営する卸電力取引市場で売買した際の損益の合計（消費税等相当額を除く。）を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

(ii) 1 キロワット時当たりの売上は、本サービスに関する電気の各変動単価算定期間における料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達等調整額および消費税等相当額を含まないものとします。）の合計を、各変動単価算定期間における本サービスに関する使用電力量の合計により除した額といたします。

□ 電源調達等調整単価の適用

各変動単価算定期間の変動単価によって算定された電源調達等調整単価は、その変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各変動単価算定期間に対応する電源調達等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

変動単価算定期間	電源調達等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 167 1684 220">毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="1693 167 2085 220">翌年 3 月ご使用分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 226 1684 327">毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td> <td data-bbox="1693 226 2085 327">翌年 4 月ご使用分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 333 1684 485">毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</td> <td data-bbox="1693 333 2085 485">翌年 5 月ご使用分</td> </tr> </table>	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分						
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分						
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分						
11 お客さまの情報の利用 (略)	12 お客さまの情報の利用 (略)						
12 収納手数料の負担等 (略)	13 収納手数料の負担等 (略)						
附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則（実施期日） この料金表は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。						

八 電源調達等調整額

電源調達等調整額は、その 1 月の使用電力量にイによって算定された電源調達等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達等調整単価の揭示

当社は、電源調達等調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。